

医学部医学科専門教育科目試験実施要領

平成 25 年 4 月 11 日 制 定

平成 27 年 11 月 12 日 一部改正

平成 31 年 1 月 10 日 一部改正

令和 4 年 4 月 1 日 一部改正

第 1 医学部医学科専門教育科目の試験（以下「試験」という。）の実施に関しては、大阪大学医学部規程及び医学部医学科専門教育科目試験に関する内規に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 2 試験は、筆記、口述又は、筆記及び口述の組合せにより試験を行う。

第 3 必ず 2 名以上の試験監督補助者をつけるものとする。

第 4 試験の開始から 20 分を超えて遅刻した者については、試験室への入室を許可しない。

第 5 試験の開始から 30 分を経過するまでは、試験室からの退室を認めない。また、一度退室した者の再入室は認めない。ただし、体調不良による一時休養や用便等、学生からの申し出により一時退出を試験監督者が許可した場合は、この限りではない。

第 6 受験に際しては、必ず学生証を机上に提示させる。ただし、試験監督者が学生証の提示を要しないと判断した場合は、この限りでない。

第 7 学生証を携帯していない者については、仮受験票により受験させる。仮受験票の発行は、医学系研究科教務課教務係で行う。

第 8 机には、学生証（または仮受験票）のほか、筆記用具を置くことだけを許可する。ただし、持込を許可されたテキスト等については、この限りでない。

第 9 スマートフォン等の通信機器は電源を切り、鞆の中に見ることができない状態で収納するように指示する。

第 10 通信機器が見える状態に置かれているだけで、即刻不合格とする旨を試験開始前に板書（または文書）と口頭で周知する。

第 11 試験中における私語及び筆記用具等の貸し借りは認めない。

第 12 固定机又は長机の教室においては、可能な限り一列おきに着席させる。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 11 月 12 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 31 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。